



4月の市民相談のお知らせ（2026年4月1日～30日）

※日程等は変更になる場合があります。



日	曜	相談の種類	相談時間
1	水	交通事故 外国人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
2	木	法律 建築紛争 多重債務 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
3	金	不動産・空家 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
4	土	閉 庁	
5	日	閉 庁	
6	月	登記 行政 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
7	火	法律 労働 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
8	水	税務 外国人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
9	木	法律 労働 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
10	金	暮らしの法務 人権 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
11	土	閉 庁	
12	日	閉 庁	
13	月	外国人 消費生活	午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
14	火	法律 労働 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
15	水	交通事故 外国人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
16	木	法律 建築紛争 多重債務 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
17	金	外国人 消費生活	午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
18	土	閉 庁	
19	日	閉 庁	
20	月	登記 行政 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時

日	曜	相談の種類	相談時間
21	火	法律 労働 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
22	水	税務 外国人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
23	木	法律 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
24	金	分譲マンション管理 人権 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
25	土	閉 庁	
26	日	閉 庁	
27	月	不動産・空家 外国人 消費生活	午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
28	火	法律 労働 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
29	水	閉 庁	
30	木	法律 外国人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時

※市民相談はすべて無料です。
 一般相談と市政相談は毎日行っております。
 ※相談窓口が混み合っている場合、お待ち頂く場合がございます。
 ※相談は正午から午後1時を除きます。
 ※一般相談の面談受付時間は午前8時30分から11時30分まで、
 午後1時から4時30分までとなります。
 ※外国人相談の面談受付時間は午前8時30分から11時30分まで、
 午後1時から4時までとなります。

【予約・問い合わせ先】

市民相談室 0466-50-3568(直通)
 消費生活センター 0466-50-3573(直通)

法律相談、登記相談、税務相談、交通事故相談、暮らしの法務相談、建築紛争相談、多重債務相談、不動産・空家相談、分譲マンション管理相談、労働相談は予約が必要です。



※新年度予算の執行を伴う事業などについては、議会における予算の議決を前提としています。

令和8年度 市民相談のお知らせ

日常生活の相談をはじめ、相談内容によっては弁護士などの専門家による特別相談も実施しています。
プライバシーは厳守しますので、お気軽にご利用ください。

*市内在住の方に限ります

「労働相談」「消費生活相談」は市内在勤・在学の方も可

藤沢市役所 市民相談室

《本庁舎4F 市民相談情報課内》



相談名	予約制	相談員	相談日	相談時間	相談内容	予約開始日
一般相談 (市政相談)	-	市民生活相談員	月～金曜日	午前8時30分～正午 午後1時～5時	日常生活での困りごとやトラブル 市政全般に関すること *電話相談可	予約不要
法律相談	●	弁護士	火・木曜日	午前9時～ 午後3時30分	民事上の問題など	相談日の13日前
多重債務相談	●	弁護士	第1・第3木曜日	午後1時～4時	債務整理など多重債務問題の法的解決	相談日の13日前
登記相談	●	司法書士	第1・第3月曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	土地建物の登記・供託・成年後見などの手続き	相談日の13日前
税務相談	●	税理士	第2・第4水曜日 (祝日の場合は変更あり)	午前9時～4時	所得税・相続税・贈与税などに関すること	相談日の13日前
暮らしの法務相談	●	行政書士	第2金曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	財産管理契約書や遺言書・遺産分割協議書・ 官公署に提出する書類・内容証明・示談書など	相談日の30日前
交通事故相談	●	専任相談員	第1・第3水曜日	午前9時～午後4時	損害賠償や保険手順・示談方法など 交通事故が起きたときの対応	随時
建築紛争相談	●	専任相談員	第1木曜日 第3木曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	中高層建築物等の建築に関する紛争の 調整のための相談・あっせん	随時
不動産・空家相談	●	宅地建物取引士	第1金曜日 第4月曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	不動産取引、空家の管理・処分・活用など	相談日の14日前
分譲マンション 管理相談	●	マンション管理士	第4金曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	管理組合の規約改正・大規模修繕・ 長期修繕計画・日常生活のトラブルなど	相談日の30日前
行政相談	-	行政相談委員	第1・第3月曜日	午後1時～4時	国の行政機関等の業務に対する苦情や 意見・要望など	予約不要
人権相談	-	人権擁護委員	第2・第4金曜日	午後1時～4時	日常における人権に関する問題	予約不要
労働相談	●	社会保険労務士	火曜日	午後1時～4時	労働条件、社会保険、職場のハラスメントなど	お問合せは 産業労働課へ
外国人相談	-	専任相談員	月～金曜日 月・火・金曜日	午前8時30分～正午 午後1時～5時	日常生活での困りごとなど スペイン語・ポルトガル語の相談 *電話相談可 湘南台文化センター内(面談のみ)	予約不要
消費生活相談	-	消費生活相談員	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	商品やサービスの契約購入・解約時の トラブルに関する相談 *電話相談可	予約不要

*予約開始日は、祝日等により前後する場合があります。

